

高齢者帯状疱疹ワクチン定期接種を受ける方へ

令和8年4月1日更新

帯状疱疹とは

帯状疱疹は、過去に水痘（水ぼうそう）にかかった時に体の中に潜伏した水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。70歳代で発症する方が最も多くなっています。

帯状疱疹ワクチンとは

帯状疱疹ワクチンには**生ワクチン**、**組換えワクチン**の2種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも帯状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

		生ワクチン	組換えワクチン
自己負担額・接種回数		4,900円×1回	12,000円×2回
スケジュール		年度内に1回接種	年度内に2回接種 (2回目は通常2か月以上の間隔を置く)
接種方法		皮下に接種	筋肉内に接種
接種できない方		病気や治療によって免疫が低下している方は接種できません。	免疫の状態に関わらず接種可能です。
接種に注意が必要な方		輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて、接種してください。	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。
帯状疱疹に対するワクチンの効果(報告)	接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後10年時点	—	7割程度の予防効果

※ 合併症の一つである帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

その他、接種前に発熱がある方、重篤な急性疾患にかかっている方、それぞれの予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな方等はいずれのワクチンも接種できません。また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、帯状疱疹ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等は、いずれのワクチンについても接種に注意が必要です。

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの帯状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチンについては、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

対象となる方

- ① 年度内に65歳を迎える方。
- ② 60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方。
- ③ 令和11年度までの経過措置として、各年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方も対象となります。

予防接種は義務ではありません。ご本人が接種を希望される場合にのみ行います。
「ご本人の意思確認が困難な場合」や「同意書に署名がない場合」は、ご家族の方などによってご本人の意思確認をしていただく必要があります。

予防接種を受ける前に

予診票は接種医への大切な情報ですので、接種を受けるご本人が責任をもって正確に記入してください。特に**被接種者署名欄はご本人が必ず記入し、代筆する場合は代筆者氏名および続柄を記入**してください。

また、ワクチン接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

主な副反応の発現割合	生ワクチン	組換えワクチン
70%以上	—	疼痛*
30%以上	発赤*	発赤*、筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感*、熱感*、腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹*、悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感*、倦怠感、その他の疼痛

※この表は、各社の添付文書より厚生労働省が作成したものです

*ワクチンを接種した部位の症状

接種を受けた後の注意点

- 接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- 注射した部分は清潔に保つようになしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
- 接種当日の激しい運動は控えるようになしてください。
- 接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込む際は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町にご相談ください。

お問い合わせ先

(住民票所在地へお電話ください)

古賀市 (健康介護課)

092-942-1151

宇美町 (健康課)

092-934-2243

篠栗町 (健康課)

092-947-8888

志免町 (健康課)

092-935-1484

須恵町 (健康増進課)

092-932-1151

新宮町 (健康福祉課)

092-962-5151

久山町 (健康課)

092-976-3377

粕屋町 (健康づくり課)

092-938-0258